9　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　共同企業体の名称は、「美保通信所㉔局舎新設建築工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
平成24年10月26日
防衛省装備施設本部長　松本隆太郎
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　業種区分
⑴　建設工事
建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第１の28種類
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
①　測量
②　地質調査
③　コンサルタント
ア　土木
イ　建築
ウ　電気
エ　機械
オ　通信
カ　環境等
2　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の審査にあっては、平成24年12月３日から平成25年１月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）に申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）を管轄する別記１に掲げる受付機関において申請書類の持参による申請を受け付ける。
また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による建設工事等の申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月31日まで（最終日は必着。）の間に、申請者の本店所在地を管轄する別記１に掲げる受付機関に郵送するものとする。
また、インターネットの使用による建設工事の申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑷に掲げる者は、持参又は郵送に限るものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp
また、インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。
ただし、８⑸に掲げる者は、持参又は郵送に限るものとする。
https://www.pqrc.mlit.go.jp
⑵　随時の競争参加資格の審査にあっては、平成25年４月１日以降随時に、申請者の本店所在地を管轄する別記１に掲げる受付機関において申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　持参又は郵送による者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.epco.mod.go.jp/dfaa/news/kensetsu/touroku/2526touroku.html
⑵　インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
⑶　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
ただし、パスワードの請求に当たっては、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑷②の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）のウからカまでに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする。
⑷　申請書の提出方法　申請者は、持参又は郵送により、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる①又は②の書類を添付し、「資格審査結果通知書」を送付するための商号又は名称及びその所在地を表記している郵便切手を貼付した定形用封筒を持参又は郵送により提出すること。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。
インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、⑵のダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑵により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の①ウに掲げる書類を別記３に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。
インターネットの使用による測量・コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑶によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑶により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。
①　建設工事
ア　営業所一覧表
イ　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し
なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする。
ウ　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式（その３）、別紙第９号書式（その３の２）、又は別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
エ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（ただし、平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）
オ　申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、共同企業体等調書
カ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（該当する場合に限る。）
キ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し（該当する場合に限る。）
ク　合併、譲受又は分割の事実を証明する書類（該当する場合に限る。）
ケ　業態調書
②　測量・建設コンサルタント等業務
ア　営業所一覧表
イ　技術者経歴書
ウ　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書